

令和8年3月9日招集

## 第2回若桜町議会定例会会議録

(令和8年3月23日)

若桜町議会事務局

## 令和8年第2回若桜町議会定例会（第5号）

招集年月日	令和8年3月23日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応 招 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美
	企画政策課長	中島 毅彦	町 民 課 長	川戸 康之
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

**会議の顛末**  
**本会議（3月23日）**

**議長（川上守）**

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

**議事日程の報告**

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

**日程第1**

議案第8号 令和8年度若桜町一般会計予算を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、山本安雄議員。

**予算審査特別委員長（山本安雄）**

若桜町議会報告第1号、予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第8号 令和8年度若桜町一般会計予算。

2 審査の経過、令和8年3月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月13日、16日、17日の3日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第8号は、原案を可決すべきものと決定しました。以上です。

**議長（川上守）**

ただいま委員長の報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

**日程第2**

議案第9号 令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 令和8年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和8年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計予算、議案第13号 令和8年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第14号 令和8年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第15号 令和8年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第16号 令和8年度若桜町新町団地事業特別会計予算、議案第17号 令和8年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第18号 令和8年度若桜町下水道事業会計予算を一括して議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、山本安雄議員。

**予算審査特別委員長（山本安雄）**

若桜町議会報告第2号、予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第9号 令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 令和8年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和8年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計予算、議案第13号 令和8年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第14号 令和8年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第15号 令和8年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第16号 令和8年度若桜町

新町団地事業特別会計予算、議案第17号 令和8年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第18号 令和8年度若桜町下水道事業会計予算。

2 審査の経過、令和8年3月10日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月13日、16日、17日の3日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号は、原案を可決すべきものと決定しました。以上です。

#### 議長（川上守）

ただいま、委員長の報告がありました。  
質疑を省略し、これより討論に入ります。  
討論は一括して行います。  
討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。  
討論を終結します。

議案第9号から議案第18号を、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3

議案第24号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

議案第25号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第26号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第6

議案第27号 若桜町営バスの管理及び運  
行に関する条例の一部改正について、を議題  
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第7

議案第28号 若桜町特別会計条例の一部  
改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第8

議案第29号 公の施設の指定管理者の指  
定(若桜駅ナカ店舗 わかさカフェ)につい  
て、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町エゴマ搾油加工施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町精米施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり  
可決されました。

日程第13

議案第34号 公の施設の指定管理者の指  
定(若桜町駅前にぎわいプラザ)について、  
を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり  
可決されました。

日程第14

議案第35号 若桜町過疎地域持続的発展  
計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり  
可決されました。

日程第15

議案第36号 業務委託契約の変更契約の  
締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり  
可決されました。

日程第16

議案第37号 損害賠償の額を定めること  
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり  
可決されました。

日程第17

議案第38号 町道の路線認定について、を  
議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり  
可決されました。

暫時休憩します。

午後 9時44分 休 憩

(追加日程配布)

(新副町長退席)

午後 9時45分 再 開

**議長 (川上守)**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第40号、議案第  
41号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として  
議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第40号、議案第41号を日程に追加  
し、追加日程第1として議題とすることに決  
定しました。

日程第1

議案第40号 若桜町職員等の旅費に関す  
る条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長 (上川元張)**

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第40号 若桜町職員等の旅費に関す  
る条例の一部改正について、でございますが、  
これは、国家公務員等の旅費支給既定の一部  
が改正されたことに伴い、所要の改正を行う  
ものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

**議長 (川上守)**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第2

議案第41号 若桜町副町長の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

#### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題になりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第41号 若桜町副町長の選任について、でございますが、若桜町副町長に次の者を選任したいと思いますので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、氏名、山口由企夫、昭和〇〇年〇月〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時47分 休憩

（全員協議室において詳細説明）

午前 9時51分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第40号 若桜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 若桜町副町長の選任について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 9時53分 休憩

（新副町長着席）

午前 9時53分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第18

陳情第1号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情を議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、森田二郎議員。

#### 総務産業教育民生常任委員長（森田二郎）

若桜町議会報告第3号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1 付託案件の名称、陳情第1号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情。

2 審査の経過、令和8年3月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告いたします。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第1号は不採択とすべきものと決定しました。以上です。

#### 議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありました。質疑を省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第19

議員提出議案第3号 議会だより調査特別委員会の設置について、議員提出議案第4号

議会改革調査特別委員会の設置について、議員提出議案第5号 議会だより調査特別委員会の設置について、を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。山本安雄議員。

#### 議員（山本安雄）

議員提出議案第3号 議会だより調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月23日提出。提出者、若桜町議会議員山本安雄。賛成者、若桜町議会議員森田二郎、同じく山根典明。

1 名称、議会だより調査特別委員会

2 設置の根拠、地方自治法第109条

3 調査の目的、議会だよりの編集に関することを調査とするため

4 委員の定数、4名

5 調査期間、調査終了までといたします。

議員提出議案第4号 議会改革調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月23日提出。提出者、若桜町議会議員山本安雄。賛成者、若桜町議会議員森田二郎、同じく山根典明。

1 名称、議会改革調査特別委員会。

2 設置の根拠、地方自治法第109条。

3 調査の目的、議会改革に関することを調査するため。

4 委員の定数、8名。議員全員でございませぬ。

5 調査期間、調査の終了までといたします。

議員提出議案第5号 人口減少問題調査特

別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月23日提出。提出者、若桜町議会議員山本安雄。賛成者、若桜町議会議員森田二郎、同じく山根典明。

1 名称、人口減少問題調査特別委員会。

2 設置の根拠、地方自治法第109条。

3 調査の目的、人口減少に関することを調査するため。

4 委員の定数、8名。議員全員でございます。

5 調査期間、調査の終了までといたします。よろしく願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第3号、第4号及び第5号を一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号、第4号及び第5号は原案のとおり可決されました。

日程第20

「特別委員の選任の件」を議題とします。

先ほど設置されました、議会だより調査特別委員会の4名の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、山根典明議員、森本浩史議員、森田二郎議員、山本安雄議員をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を、議会だより調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

日程第21

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました「議員派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回若桜町議会定例会を閉会し

ます。

午前10時03分 閉会